

# 第15回 統一地方選挙

4月13日は知事・道議選挙

4月27日は町議選挙

統一地方選挙は、私達の生活に密着した選挙です。一人ひとりの自覚で、明るい選挙を実現しましょう。



## 選挙当日に選挙権のある方

### 知事・道議選挙の有権者

平成15年1月3日までに転入の届出をし、引き続き住民基本台帳に登録されている、昭和58年4月14日以前生まれの日本国民。

### 町議選挙の有権者

平成15年1月21日までに転入の届出をし、投票日まで引き続き住民基本台帳に登録されている、昭和58年4月28日以前生まれの日本国民。

## 不在者投票

（期間中は午前8時30分～午後8時）

選挙当日、用事や仕事などで投票できない方は、次の期間中、土・日曜日にかかわらず役場庁舎（1階大会議室）で不在者投票ができます。

### 知事選挙

3月27日～4月12日

※ただし、3月27日から4月3日までの間は、平成14年12月26日以前に転入の届出をした昭和58年4月14日以前生まれの方に限ります。

### 道議選挙

4月4日～4月12日

### 町議選挙

4月22日～4月26日

## 入場券（投票時には忘れずに）

### 知事・道議選挙

平成14年12月26日以前に転入の届出をした方で選挙権のある方には、知事選挙の告示日（3月27日）までに郵送します。また、平成14年12月27日から平成15年1月3日以前に転入の届出

をし、今回新たに選挙人名簿に登録された方には、道議選挙の告示日（4月4日）までに郵送します。

### 町議選挙

町議選挙の告示日（4月22日）までに郵送します。

## 選挙公報の配布協力をお願い

各選挙における選挙公報は、町内会を通じて配布をお願いしますが、選挙期間は短いため、迅速な配布と配布漏れがないよう、皆様のご協力をお願いします。

なお、何らかの事情で選挙公報が配布されないときは、役場庁舎と太美出張所に備え置きますので、ご利用ください。

## 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方には、在宅で投票できる方法があります。

※ただし、あらかじめ町選挙管理委員会が発行する証明書が必要です。

次の対象者で、郵便等による不在者投票を希望される方は、同委員会へ問い合わせください。

### 郵便等投票の対象者

- ◎ 次の身体障害者手帳をお持ちの方
- ◎ 両下肢・体幹・移動機能の障害で、1～2級。
- ◎ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で、1～3級。

次の戦傷病者手帳をお持ちの方

- ◎ 両下肢・体幹の障害で、特別項症から第2項症。
- ◎ ぼうこう・直腸・小腸の障害で、特別項症から第3項症。

## 転居前の市区町村で投票する場合

道内で住所を移した方が、知事・道議選挙の投票を転居前の市区町村でする場合には、現在住んでいる市区町村長が交付する、北海道の区域内に引き続き住所を有する証明書を提示しなければ投票できません。

※この証明書は、住民課戸籍住民係で交付されます。

## 町議選挙の立候補予定者説明会等

- ① 立候補予定者説明会 4月2日（水）午後2時、役場第二庁舎（白樺町）。
- ② 立候補届出書類事前審査会 4月16日（水）午後2時、役場第二庁舎（白樺町）。

※①②については、会場の都合上、出席者は1候補につき3名以内。

### ③ 選挙運動用自動車の事前審査

4月18日（金）午前11時、当別町機械センター（樺戸町）。

▼ 問合せ・詳細 当別町選挙管理委員会 ☎ 3-2330、または ☎ 3-499 へ。